

## 【CLOメルマガ】2021年銀行法改正の概要～銀行制度等WG報告を踏まえて～

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン(臨時号) 2020年12月24日

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、2020年12月22日に金融審議会の銀行制度等ワーキング・グループの報告(以下「WG報告」といいます。)が公表されましたので、これを基に2021年に予定されている銀行法等の改正の概要をご紹介します。

WG報告の原文は、以下のリンク先からご確認いただけますので、ご参照ください。

### ■ 金融庁ウェブサイト

[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20201222.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20201222.html)

WG報告では、主に銀行グループの業務範囲規制等の見直しが検討されていますが、協同組織金融機関や保険会社の業務範囲規制等についても業態の差異を踏まえて一定の見直しが行われており、今後の金融機関のビジネスモデルに与える影響は大きいものと考えられます。

~~~~~

### 1. 銀行本体の業務範囲の見直し

現行法では、銀行の付随業務として、銀行法10条2項各号に列挙されている業務と、いわゆる「その他の付随業務」(同項柱書)が認められています。

WG報告では、銀行法10条2項の付随業務に「銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であって、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資するもの」を追加し、その具体的な内容を内閣府令(銀行法施行規則)において定めることが提言されています。

現状で予定されているものとしては、いわゆる渉外業務に伴う「見守りサービス」、自行アプリやITシステムの販売、データ分析・マーケティング・広告、登録型人材派遣、コンサルティング・ビジネスマッチングが挙げられています。これらの中には従前から「その他の付随業務」として営まれてきたものが含まれている一方、登録型人材

派遣など従前は他業リスクの観点から銀行本体で営むことが難しいと解されてきたものも含まれており、実質的にも銀行本体の業務範囲が広がることが期待されます。

## 2. 銀行業高度化等会社の業務の拡充

従前、高度化等会社については、フィンテック企業や地域商社が主な認可事例でしたが、WG 報告では以下の改正が予定されており、銀行グループとして地域経済の活性化等のためにより幅広く高度化等会社を活用していくことが考えられます。

- ・高度化等会社が「地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務」を営むことができるよう業務の外延を拡充
- ・「一定の高度化等業務」(フィンテック、地域商社、自行アプリ・IT システムの販売、データ分析・マーケティング・広告、登録型人材派遣等)を営む高度化等会社の認可基準の緩和(通常の子会社認可と同様の認可基準とする)
- ・財務健全性やガバナンスが一定以上(FG 及び傘下銀行の自己資本比率 10%以上、FG が指名委員会等設置会社等)であることについて「認定」を受けた銀行グループが、FG の子会社(銀行の兄弟会社)において、「一定の高度化等業務」を営む場合は個別認可不要(個別認可不要)

## 3. その他の改正内容

WG 報告では、上記のほかにも以下のとおり現行制度の大幅な見直しが予定されており、各金融機関の特色や地域の実情に応じて活用することが期待されます。

- ・出資規制の緩和…投資専門会社の業務範囲の拡大、地域活性化事業会社への 100%出資を許容、ベンチャービジネス会社の要件の柔軟化、事業再生会社の要件の緩和(早期支援を可能に)、事業承継会社の議決権保有期間の緩和(5 年→10 年)
- ・国際競争力強化のため外国金融会社等の機動的な買収を可能とする措置
- ・従属業務会社に係る規制の柔軟化…収入依存度規制の法令上の数値基準の撤廃
- ・共通・重複業務規制の柔軟化(一部の業務を認可制から届出制へ)

~~~~~

<本メールについてのお問い合わせ先>

弁護士 本行 克哉 (東京・大阪事務所兼務)

2019 年 8 月から 2020 年 3 月にかけて金融庁監督局銀行第二課課長補佐(法務担当)として特例法案の検討、監督指針改正、法令照会対応などの業務に従事。

(プロフィールの詳細は HP をご参照ください <https://www.clo.jp/lawyers/153/>)

E-mail [hongyo\\_k@clo.gr.jp](mailto:hongyo_k@clo.gr.jp)

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】 今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

([clo\\_mlstop@clo.gr.jp](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp))

.....  
弁護士法人中央総合法律事務所 (<http://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所) 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所) 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.  
.....